

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 平成二十一年度県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定 (自然保護課) 一
- 昭和四十四年宮城県告示第七百八十一号（鳥獣保護区の設定）の一部改正 (同) 二
- 昭和五十四年宮城県告示第千四百十四号（鳥獣保護区の設定）の一部改正 (同) 三
- 平成元年宮城県告示第千三百七十八号（鳥獣保護区の設定）の一部改正 (同) 四
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 五
- 政府公告
政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 五
- 選挙管理委員会
選挙管理委員会 七
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 七
- 地下鉄東西線事件審理の開始 七

告 示

○宮城県告示第九百四十三号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、県指定鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

平成二十一年十月二十七日

一 名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 桧山特別保護地区

二 区域

栗原市花山字草木沢地内県道岩入一迫線と大崎市鳴子温泉との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北進し国見山頂に至り、同所から民有林栗原市花山八六林班を東進し同林班へ、ほ小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し同林班に、ほ小班群の境界線との交点に至り、同境界線を南西進し同八五林班と同八六林班の境界線との交点に至り、同境界線を南東進し同八五林班ぬ、る小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同林班へ、る小班群の境界線との交点に至り、同境界線を東進し同林班ほ小班、る小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同林班に、ほ小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同八四林班と同八五林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し同八四林班に、る小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し同林班は、に小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し同八三林班ち小班群と同八四林班に小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同八四林班へ、と小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し同八四林班ち小班群と同八五林班へ、ち小班群の境界線との交点に至り、同境界線を北西進し同八四林班り小班群と同八五林班へ小班群の境界線との交点に至り、同境界線を北西進し同八四林班り小班群と同八五林班へ小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し同八四林班り小班群と同八五林班と小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し大崎市鳴子温泉との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 指定理由

当該地区は一桧山鳥獣保護区のほか中央部を占め、標高は四百四十メートルから七百十八メートルの奥羽山系山麓に位置する。大部分が森林であり、そのほとんどはブナ林帯、ブナ・イヌブナ林帯が広がる。ブナの平均樹齢は五十年から八十年程度のもが多いが、傾斜地には老齢ブナ林が残っており樹齢二百年程度と推定される。

自然環境については、植物相・動物相（サンショウウオ類とモリアオガエルの生息等）ともに豊かで、森林や水系の自然度が極めて高い区域であり、鳥獣の生活環境に適している。

特に、ツキノワグマの生息痕が多数確認され、採食に適する植物も豊富であることなどから、大型獣類の繁殖地として重要であると推察される。

このことから、当該地区は一桧山鳥獣保護区の中でも、特にツキノワグマの保護繁殖地として

重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

特にツキノワグマの保護繁殖に適した地区と認められることから、こん跡調査などのモニタリングを通じて、地区内の鳥獣の生息状況の把握に努める。また、ごみの不法投棄・散乱等による鳥獣への影響を防止するため、県職員及び自然保護員による区域内巡視を行うとともに、関係機関等との連携した啓発・醸成活動に取り組み、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第九百四十四号

昭和四十四年宮城県告示第七百八十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牛野ダム鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

黒川郡大衡村地内村道大瓜北側線と達居森遊歩道へ至る道との交点を起点とし、同所から同遊歩道を西及び南に進み達居橋に至り、同所から牛野ダム放水路を西進し荷駄沢との交点に至り、同所から同沢を南進し黒川郡大和町と大衡村の境界線に至り、同所から同境界線を西進し国有地との境界線に至り、同所から同境界線を北及び北東に進み牛野沢に至り、同所から同沢を東進し村道牛野ダム線の湯本橋に至り、同所から同村道を東進し村道大瓜北側線との交点に至り、同村道を東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

牛野ダム鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 身近な鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は牛野ダムを中心として豊かな自然が残されており、仙台北部圏域において身近な地域であり、多様な鳥獣が生息している。鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き当該地域に生息する鳥獣の保護繁殖を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

奥武士鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

仙台市青葉区芋沢地内の仙台市青葉区と泉区の境界線と国道四五七号の交点を起点として、同所から同国道を南西進し仙台市道明神板橋線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道明神夜盗沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道奥武士線との交点に至り、同所から同市道を北西進し林道夜盗沢奥武士線との交点に至り、同所から同林道を北西進し林道夜盗沢奥武士線の北端に至り、同所から仙台市青葉区と泉区の境界線へ向けて北進し仙台市青葉区と泉区の境界線に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

奥武士鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は仙台市北西部の丘陵地帯に位置し、みやぎ台団地を含む森林地帯であり、豊かな自然環境が残されている。このため当該区域は、鳥獣保護区として野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしてきた。今後も鳥獣保護の重要な役割を担うため、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

大の原鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

加美郡加美町小瀬地内町道小瀬宮崎線と国道三四七号との交点を起点とし、同所から同国道を西進し東北電力株式会社の門沢発電所北側にある沼頭牧道との交点に至り、同所から同牧道を北西及び西に進み国有林二一五林班界と民有地の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北東及び北に

進み林道小塚山線との交点に至り、同所から同林道を北西及び北東に進み町道旭・寒風沢線との交点に至り、同所から同町道を東及び南東に進み町道新田線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道門沢小台線に接続し、同所から同町道を南及び西に進み農免農道台の原小塚線との交点に至り、同所から同農道を東進し町道小瀬宮崎線との交点に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで(二十年間)

大の原鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

本区域は、奥羽山脈の麓に位置しブナなどの落葉広葉樹を主とする自然度の高い森林や針葉樹林、広葉樹林など変化に富み、区域の東部は農耕地帯が広がり、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型獣を始め多様な鳥獣が生息している。このため、本区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き本区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

岩ヶ崎鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

栗原市栗駒松倉地内国道四五七号と市道若木田代線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し山田集落に至り、同所から同市道を北東進し市道山子線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道鳥沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道三島徳沢線との交点に至り、同所から同市道を南進し農道徳沢線との交点に至り、同所から同農道を南西進し市道上小路梅田線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三島梅田線との交点に至り、同所から同市道を南東進し農道栗駒金成線との交点に至り、同所から同農道を西進し市道四日町末町線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山根丁線との交点に至り、同所から同市道を西進し、国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を西進し、起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで(二十年間)

岩ヶ崎鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は栗原市栗駒地区東部に位置し、区域の大半が山林と田畑である。緩やかな地形と田畑等の開けた箇所が多いことからキジ・ムクドリ・コジュケイ等の生息地として適している。このことから、鳥獣の生息のために重要な区域と認められるため、引き続き鳥獣保護区を更新し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第九百四十五号

昭和五十四年宮城県告示第千四百十四号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号(入谷鳥獣保護区)の2及び3を次のように改める。

2 区域

国道三九八号と町道岩沢米谷線の交点を起点とし、同所から同町道を西進し南三陸町と登米市との境界線に至り、同所から同境界線を北及び北東に進み南三陸町と気仙沼市との境界線に至り、同所から同境界線を北東及び南東に進み農道馬籠志津川線に至り、同所から同道を南西進し町道石平四号線に至り、同所から同町道を西進し町道滝沢線に至り、同所から同町道を西進し町道残谷線に至り、同所から同町道を南進し町道弥惣峠線に至り、同所から同町道を北西進し町道表町線に至り、同所から同町道を南進し町道横断三号線に至り、同所から同町道を南及び南西に進み農道新屋敷大羅線に至り、同所から同農道を北西進し町道童子下線に至り、同所から同町道を西進し町道岩沢水口沢線に至り、同所から同町道を北西及び南西に進み町道鏡石岩沢線に至り、同所から同町道を南東及び西に進み国道三九八号に至り、同所から同国道を北西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

第一号（入谷鳥獣保護区）の3の次に次のように加える。

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 指定区分 希少鳥獣生息地

(二) 変更理由

当該区域は、南三陸町入谷地区を中心とした区域で、神行堂山や童子山などの山地とスギヤ落葉広葉樹の森林で構成された区域である。

環境省レッドデータブックに絶滅危惧 B類として記載されているイヌワシの繁殖地があり、クマタカ、オオタカ、ミサゴ、ハチクマ等希少猛禽類の行動圏である。また、特別天然記念物のニホンカモシカ等森林性鳥獣も多く生息しているため、環境を維持し鳥獣保護するため、引き続き本区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

第三号（船形鳥獣保護区）の2及び3を次のように改める。

2 区域

仙台市青葉区、黒川郡大和町及び加美郡色麻町内の国有林宮城北部分計画区二五五林班、二五七林班、二五八林班、二六〇林班、二六一林班、二六三林班、二六四林班及び二六五林班並びに国有林宮城南部分計画区一一〇林班、一一一林班、一一二林班、一一三林班、一一三林班、一一四林班、一一四林班、一一五林班、一一五林班、一一六林班、一一七林班、一一八林班、一一九林班、一二〇林班、一二〇林班、一二一林班、一二二林班、一二三林班、一二三林班、一二四林班、一二四林班、一二五林班、一二六林班、一二七林班、一二八林班、一二九林班、一三〇林班、一三〇林班、一三一林班、一三二林班、一三三林班、一三三林班、一四〇林班、一四一林班、一四一林班、一四二林班、一四二林班、一四三林班及び一四六林班の区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

第三号（船形鳥獣保護区）の3の次に次のように加える。

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 指定区分 森林鳥獣生息地

(二) 変更理由

当該区域は仙台市西部から加美郡色麻町西部に続く、船形山を含む森林地帯である。そのため、自然環境を反映して多様な野生鳥獣が生息している。

当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、今後七鳥獣保護の重要な役割を担うため、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

(三) 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

第四号（石投山鳥獣保護区）の2及び3を次のように改める。

2 区域

石巻市雄勝町原地内雄勝峠を起点とし、同所から旧雄勝町と旧河北町との境界線を北進し県道真野雄勝線との交点に至り、同所から同県道を東進し山道夫婦石線との交点に至り、同所から同山道を東及び南に進み石巻市と女川町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

第四号（石投山鳥獣保護区）の3の次に次のように加える。

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 指定区分 森林鳥獣生息地

(二) 変更理由

当該区域は、石巻市雄勝町内石投山北部に位置し、そのほとんどが森林である。区域の西側は、硯上山万石浦県立自然公園地域に指定されており、優れた自然環境が保全されている。このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリをはじめ多種多様な鳥獣が生息しており、当該区域が鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、今後とも鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第九百四十六号

平成元年宮城県告示第千三百七十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

栗原市花山字草木沢地内県道岩入一迫線と市道大笹鬼首線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し同市道の終点(カジカ沢とゴパン沢の分岐点)との交点に至り、同所からカジカ沢を西進しゴパン沢砂防堰堤を経て林道笹森線との交点に至り、同所から同林道を北西進し大崎市鳴子温泉との境界線に至り、同所から同境界線を北東進し県道岩入一迫線との交点に至り、同所から同境界線を北進し国見山頂に至り、同所から民有林栗原市花山八六林班を南東進しへ・と小班界との交点に至り、同所を南進し県道岩入一迫線との交点に至り、同所から同県道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで(二十年間)

第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、栗原市花山地区西部に位置し、その大部分が山林である。比較的緩やかな地形の箇所が多く、植物相・動物相ともに豊かで、鳥獣の生活環境に適し、平成元年に鳥獣保護区に指定されている。

特に、北部の国見峠付近にあつては、ツキノワグマの生息痕が多数確認され、大型獣類の繁殖地としても重要である。

このことから、当該区域は鳥獣の生息のために重要な区域であると認められ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区として引き続き期間を更新するとともに、今回、大型獣類保護繁殖のためにブナ林等に係る区域拡大を実施し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

宮城県告示第九百四十七号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品

を次のとおり認証した。

平成二十一年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名 又は 名 称	製造業者の名称 又は 屋 号	製造所等の所在地
百六十	果実等飲料	デリシャスファーム 株式会社 代表取締役 今野文隆	桔梗長兵衛商店	巨理郡山元町山寺字牛橋十九

二 認証年月日

平成二十一年十月二十日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量

(一) 普通旋盤(宮城県立仙台高等技術専門校分) 5台

(二) 普通旋盤(宮城県白石工業高等学校分) 2台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十二年三月十九日(金)

4 納入場所

(一) 1の(一)の購入物品 宮城県立仙台高等技術専門校

(二) 1の(二)の購入物品 宮城県白石工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年十一月十七日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成等

1 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇 八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 菅原 修 電話〇二二・二二一・三三三三）

3 入札説明書の交付期限

平成二十一年十一月二十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年十一月十七日（火）まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十一月二十日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十一年十二月八日（火）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

<p>6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十一年十二月九日(水)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。</p> <p>(一) 普通旋盤(宮城県立仙台高等技術専門校分) 午後一時三十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室</p> <p>(二) 普通旋盤(宮城県白石工業高等学校分) 午後一時四十分 宮城県行政庁舎一階第一入札室</p> <p>入札に参加することができない者</p> <p>1 一に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of Items to be Procured:</p> <p>① Miyagi Prefectural Sendai Vocational Training School Conventional Engine Lathes (5)</p> <p>② Miyagi Prefectural Shiroishi Technical High School Conventional Engine Lathes (2)</p>	<p>2 Deadline for Delivery : Friday, March 19, 2010</p> <p>3 Place of Delivery :</p> <p>① Miyagi Prefectural Sendai Vocational Training School</p> <p>② Miyagi Prefectural Shiroishi Technical High School</p> <p>4 Deadline for Bid : Tuesday, December 8, 2009, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Shu Sugawara, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Abba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3332</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会</p> <p>○宮選管告示第六十四号</p> <p>平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成二十一年十月二十七日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健一</p> <p>仙台市原町保育所、仙台市大野田保育所の項を削る。</p> <p style="text-align: center;">収用委員会</p> <p>○宮城県収用委員会告示第十号</p> <p>仙台市起業の仙台市高速鉄道東西線建設工事(地下鉄東西線・宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目地内、若林区連坊二丁目地内、若林区連坊小路地内、若林区六丁目の目南町地内、若林区六丁目字左近堀地内、若林区荒井字東地内、同字杏形地内、同字揚場地内、同字矢取東地内、同字南原田地内)及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路・排水路の付け替え工事について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成二十一年十月二十七日</p> <p style="text-align: center;">宮城県収用委員会</p> <p>一日時 平成二十一年十一月十六日(月)午後二時から</p> <p>二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 十一階 一〇七会議室</p> <p>三 審理事項 右事件に関する起業者、土地所有者及び関係人に対する審問等</p>
--	---